

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 1 1 日

教職課程を置く各国公立大学
教 職 課 程 担 当 部 局 御中

文部科学省初等中等教育局
教 育 職 員 政 策 課

中央教育審議会における検討状況等を踏まえた教職課程認定基準の改正及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）附則第 7 条第 3 項に基づく実施計画等の調査について（依頼）

「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（諮問）」を受けた中央教育審議会における検討状況や教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「法」という。）の施行後 3 年見直しに係る検討状況、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和 7 年 12 月 25 日 7 文科高第 1381 号）をふまえ、別添のとおり、教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）の改正が行われましたのでお知らせします。なお、本改正を踏まえた教職課程の説明会の日程等については、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

また、基準の改正を踏まえ、下記のとおり、法第 13 条第 3 項に規定する「教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置」について、全ての教育職員の養成課程（以下「教職課程」という。）を有する大学（短期大学、大学院大学を含む。以下同じ。）に対する実施計画の調査及び教育実習の実施状況に係る調査を行うことといたしますので、御協力をお願いします。

記

1. 改正の要点 別添 1 のとおり

2. 留意事項

令和 10 年度に開設予定の教職課程のうち教職課程認定審査の確認事項 1（1）③又は 1（1）④に基づく変更届⑦又は⑧による手続きの申請スケジュール及び申請様式は、「教職課程認定申請の手引き（令和 9 年度開設用）」より変更は行わない。

改正基準に対応した申請様式は、令和 10 年度開設用の手引き（令和 8 年 12 月下旬頃発行予定）に掲載予定。

なお、改正基準に関する質問が生じた場合の問合せ方法は、本改正を踏まえた

教職課程の説明会（令和８年９月下旬頃予定）の開催案内通知時（令和８年８月下旬頃予定）の案内を予定している。質問事項は、Ｑ＆Ａ形式で取りまとめ予定。

３．児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画の調査について

（１）調査概要

①調査趣旨

法の施行後３年見直しに係る検討状況に基づく教職課程認定基準の改正をふまえ、教職課程を有する全ての大学において確実に児童生徒性暴力等の防止等に関する措置が取られるよう、令和９年度における実施計画の調査を行う。

②調査対象

教職課程を置く各国公私立大学

なお、令和９年度開設の教職課程認定書の提出を行った学科等については、別途案内する。

③回答期限

令和８年９月３０日（金）１８時

④回答方法

別紙のとおり

（２）調査結果の取扱い

①調査結果については、集計の上、審議会資料として使用する場合があります。

②回答期限までに提出がなく、文部科学省からの督促後なお提出がない場合は、個別の大学名称を公表する場合があります。

③実施計画が認定課程として適当ではないと認めるときは、教育職員免許法施行規則第２２条の２第２項及び第３項に基づき、是正の勧告や認定の取り消しを行う場合

がある。

４．教育実習・学校体験活動の実施状況等に関する調査について

（１）調査概要

①調査趣旨

教育実習の改善充実に向けた検討に資するため、教育実習に係る実施状況を正確に把握する必要があることから、令和７年度の実施状況調査を行う。

②調査対象

教職課程を置く各国公私立大学

③回答期限

令和８年９月３０日（金）１８時

④回答方法

別紙のとおり

（２）調査結果の取扱い

調査結果については、集計の上、審議会資料として使用する場合があります。

なお、資料として使用する場合は、個別の大学名称は公表しない。

別添資料

- (別添 1) 教職課程認定基準の改正について (概要)
- (別添 2) 教職課程認定基準 (令和 8 年 5 月 28 日最終改正)
- (別添 3) 教職課程認定基準 新旧対照表
- (調査事項 1) 児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画 (令和 9 年度)
- (調査事項 2 - 1) 教育実習・学校体験活動の実施状況等調査票 (教員養成)
- (調査事項 2 - 2) 教育実習・学校体験活動の実施状況等調査票 (開放制)

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 教育職員政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2451, 2453)

Email : kyo-men@mext.go.jp

児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画及び
教育実習・学校体験活動の実施状況等に関する調査について

1. 調査内容

別添の調査事項のとおり

2. 回答期限

令和8年9月30日（金）18時

3. 回答方法

回答期限までに以下のURLから御回答いただくとともに、同内容を電子ファイルにて以下のリンク先へアップロードをお願いします。

（調査事項1 提出先）

<https://mext.ent.box.com/f/0e3b45e6afc34060a3df89fc0d936613>

（回答 form）

<https://forms.cloud.microsoft/r/5QcckXSBi7>

（調査事項2－1 提出先）

<https://mext.ent.box.com/f/9e41ea6ec302432d938ec13d721cd36c>

（回答 form）

<https://forms.cloud.microsoft/r/urBs7dluTy>

（調査事項2－2 提出先）

<https://mext.ent.box.com/f/78c0f3ecc27e4ecca1767c343ca28c26>

（回答 form）

<https://forms.cloud.microsoft/r/5pzKZAPSTr>

4. 留意事項

- ① 1 大学につき、原則 1 回、大学内の回答をとりまとめた上で回答ください。ただし、大学において、学部学科等によって担当課が異なり、設問への回答が大きく異なるといった場合、別途回答いただいても構いません。
- ② アップロードを行うファイル名称の頭に大学名を付してください。
（例：文科大学（調査事項 1）児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画（令和 9 年度）. docx）
- ③ 調査事項 2 は、教職課程の実施形態（教員養成と開放制）毎に分けて回答してください。大学内にて複数の教員養成系の学部学科等や開放制の学部学科等がある場合においては、それぞれ取りまとめた上で回答ください。
- ④ 教職課程を設置する全ての大学に関し回答をお願いします。なお、調査事項 1 は令和 9 年度に教職課程を受講する学生が 0 名になる見込みである場合のみ回答不

要です。既に閉学が決定している場合や大学院、専攻科課程のみの場合であっても、令和9年度時点で教職課程を受講する学生が1名以上在学している場合は回答が必要です。調査への回答が不要な大学におかれても、上記フォームからその旨を回答いただくようお願いいたします。（電子ファイルの提出は不要です。）調査事項2は、令和7年度に教育実習や学校体験活動を実施していない場合、大学院（教職大学院）の教職課程のみ設置している場合は回答不要です。調査への回答が不要な大学におかれても、上記フォームからその旨を回答いただくようお願いいたします。（電子ファイルの提出は不要です。）

- ⑤調査事項1は、回答日時点の計画を記載ください。なお、回答状況や回答内容によっては、文部科学省より個別に問合せやヒアリングを実施する場合があります。
- ⑥回答後、「保存して後で編集」というボタンをクリックしてください。これにより、回答後も回答内容を確認でき、回答が誤っていた場合には、修正したい回答を選択し、「回答の編集」をクリックすることで、回答内容を修正できます。
- ⑦万一、回答が誤っていたものの、⑥を行わなかったために回答内容を修正できない場合は、再度上記のURLから回答してください。その際、文部科学省まで、複数回回答した旨と組織としての回答は何回目回答したものであるのかを御連絡ください。
- ⑧ファイルの再アップロードを行う場合は、ファイル名頭に「月日4桁+再提出_大学名」を付してください。
（例：0928 再提出_文科大学（調査事項1）児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画（令和9年度）.docx）